

アジア太平洋における司法改革（2）

日本の法学教育とグローバル・スタンダード

ヴェロニカ・テイラー

はじめに

不況といわれるようになってから一〇年を越す昨今、日本の企業統治のあり方や金融規制、会計や法的サービスが「グローバル・スタンダード」に達していないと批判することが流行となっている。著しい経済的変化の時代に日本は「法的能力」を欠いている、という国内外の批判に対する日本政府の対応の一つが、二〇〇一年の司法制度改革審議会の報告書であった。

報告書の核心は、日本の法曹の養成、専門職としての研修と雇用に対する徹底的な変革の勧告である。報告書の意味は、読む人によって異なっているが、筆者は、法領域に新しい経済学の通説を適用するという側面があると考ええる。現在台頭しつつある「グローバル・スタンダード」という発想はこの通説のイデオロギー的理解の一部である。司法制度改革審議会の報告それ自体は、日本の法曹に「グローバル・スタンダード」を達成させるという目標

を明白に述べているわけではないが、そのことは、その比較分析の大部分と結論のある部分に暗黙の内に示されている。

本稿は、日本の法学教育の将来にその焦点を合わせ、「法学教育におけるグローバル・スタンダードとは何か」という視点から検討するが、報告書の勧告は、すべてでないにしてもかなりの部分が実現すること、そして二〇〇四年までに日本型「ロー・スクール」⁽¹⁾、「法科大学院」が出現すること、さらには、二〇〇四年以降の法学教育の仕組みと評価のあり方がある程度変更されるが、急進的観念的な変化は直ちには起こらないということを前提に、話を進めることにする。現在行われている議論が、どのように「法科大学院」のカリキュラムを設計するのか、新しい改革努力から簡単には切り離すことのできない外部要素、たとえば現存の学部としての法学部、司法試験と予備校産業をどうするかといったことを中心になされていることは理解できないわけではない。

当然のことかもしれないが、多くの学者や実務家は、いかにもアメリカ合衆国らしいロー・スクールの成功をもたらした要素は何であるかと、解剖することに非常な関心を示している。アイビー・リーグのロー・スクールの卒業生は母校の美德を称賛するが、合衆国内にいる多くの人々にとり、ニュー・ヨーク大学ロー・スクールが自覚的に「グローバル」なロー・スクールへと変身したという「話」こそ、この一〇年の法学教育に関するもっとも興味深い話であるように思われる。本稿の目的は、アメリカにある有名なロー・スクールがどのようにして法学教育産業として成功したのかを分析することではない。さらに、それは日本の法学教育改革に対する処方箋となるわけでもない。むしろ、過去一〇年あまりの間に、どこの先進諸国の法学教育も直面することになった共通の挑戦を指摘したいと考えている。共通する最大の問題は、大学外から、政治的経済的な要請にもっとよく対応するよう、法学教育を作り直すようにという圧力があることである。一般論として、政府は法学教育機関がもっと効率よく、もっ

と多くの学生に開放されることや、提供する教育の種類に関しても、教育が経済に与える影響に関しても、説明責任を負うように求めている。企業は、卒業したらすぐに仕事がバリバリできる、つまり、ビジネスの現実について把握し、法がどのように役立つのかを理解している卒業生を求めている。法曹自身は、伝統的なスキルをきっちり身に付けていると同時に、最近の法律問題、たとえば知的財産、バイオテクノロジー、証券規制、独占禁止法などにも通じた質の高い、ごく少数の卒業生を望んでいる。これらの多様な要求を推し進めているのは、技術の変化、地域的あるいは多方向の法形成、知識を基盤とする経済における取引の複雑さと、国際化した世界におけるより効率的な危険管理の必要などを含め、世界の規制のあり方が相当変化しているからである。

これらの要求はロンドンでも、ブリュッセルでも、ニュー・ヨークでも、東京でも、表面的には似ているが、その対応は、政治的・文化的・経済的要素がそれぞれかなり異なっていることから、わずかながら異なる傾向がある。法学教育の「グローバル・スタンダード」化の方向に向かわされている共通要因は、アメリカの法学教育のさまざまな側面を真似た同質のカリキュラムと教授方法ではなく、法学教育が直面している一連の問題なのである。これらの問題をどのように理解するのは、自らの規範的な視座に左右されることはもちろんである。筆者がよく知っているアメリカ合衆国と、オーストラリアの法学教育内部で優位にある二つの異なる見方を、以下において概観することにする。最初のアプローチは、法を経済政策、公共政策の道具として取り扱い、法学教育は一種の技術であるとする。これを法学教育に関する「技術者」の視点と呼ぶことにしよう。第二のアプローチは、法を市場において売りに出されている、技術的なサービスに過ぎないとは考えていない。したがって、法学教育は幅の狭い専門技術者のための通過儀礼というよりは、人間と社会の本質を問う知的な営みの一部であると見ている。これを「社会制度としての法」の視点と呼ぶことにしよう。この二つの法学教育に対する見方は、言うまでもないことであるが、

法と社会の性質や、法学教育の目的について、そしてロー・スクールにおいて、あるいは法学教育修了後も、どのようなしたらそれぞれの法と社会についての見方を実現できるのかに関する最善の手法において、相対立する見解として交差している。

これらの相対立する視点に関する主要なことは、これらが同じアメリカの、あるいはオーストラリアのロー・スクールの中に共存しているだけでなく、同じ教授がそのどちらについてももっともであると考えていることがしばしばある、ということである。たとえば、専門職としての法実務のためのスキルを基礎とする学習を強調する職業訓練学校という側面が、大学におけるどの学問分野と比較しても勝るとも劣らないほど知的に洗練され、学問的に厳密である、というロー・スクールの主張とどこもなく同居しているアメリカ合衆国の法学教育における内部矛盾については、膨大な量の文献がある。英米法圏において法学者が経験している役割の衝突は深刻であり、解決されていない。この緊張状態は、少なくとも、拡散する個人的なアイデンティティと、職業上の要請とをそれなりに上手にこなしている若手の研究者にとっては、身動きをできなくさせるものとはなっていない。

筆者からすると、技術的な見方も、社会制度としての法という見方も、法実務に対して、そして、法学教育に対して出現しつつある問題を正しく見極めることはできないように思われる。本稿では「日本に対する示唆」の箇所において、このギャップが何であるかを指摘し、そのことがなぜ、日本のように、転換期にある法学教育制度にとり重要であるかを説明したいと考えている。

技術としての法…よりよい法技術者を訓練する

現在、日本が取り組もうとしている種類の法学教育改革には、過去一五年のオーストラリアとアメリカ合衆国における制度の見直しを含め、無数の先例がある。これらの改革すべてに共通しているのは、法学教育と法曹の規制に対する経済分析の枠組みの適用である。

多くの経済学者の考えでは、法実務の本質は法的なルールを認識し、作り出し、解釈し、操作することにある。多くの経済学者はさらに一歩進めて、これらの能力は代替可能であり、市場に基づく価格設定に対して最小限の歪曲を許容するような開かれた、競争的な市場を通じて利用できるようにすべきであると主張している。司法制度改革審議会の最終報告書に先行して公表された経済産業白書は、日本の法曹を「法サービス産業」と性格づけたが、それはまさにこのパラダイムにすっかり根差している。経済産業省の政策立案者も、他の多くの経済分析に携わる経済学者と同様（少なくとも、暗黙のうちに）、サービス産業として伝承できる技術の一種として法を性格づけるようになっていた。⁽²⁾

この見解からすると、法学教育と法的訓練とは、最大の効率をもって機能すべき生産の態様となる。多くの経済学者が主張する法と法律家についての機能的な見解と、多くの法形式主義者の自己認識との間に交差点を見いだすのは容易である。その結果として何が出現するかというと、法と法律家についての技術的な見解であって、それは法学教育の議論の場においてさまざまな方法で表面化している。法の技術者的見解の代替指標の一つは、法的なスキルを伸す必要と独り立ちできる前の法律家の卵にこれらをもっと包括的に、もっと効率よく教えるということである。だが、伝統的なヨーロッパや英米法圏において強調されていた理論的学問はそのようなことに向いていなかったのだ、そのような要請にはあまり適切に対応できなかった。

法律家に技術的なスキルを教えるのに大学が適任かどうかという問題を脇に置くと、法律家にとって重要である

ともっとも普通に認められている技術的な「スキル」は、実はあまり賞味期限が長くなく、いつまでも利用できるとはいえないものである。この点について以下で明らかにすることにしよう。

社会制度としての法…社会的なネットワーク構築者の教育

法律家の機能を、経済的サービスとする見解の対極にあるとされるのが、「社会制度としての法」という見方である。この見解は、法曹の自立性を、倫理と専門職上の規範という共通の絆で結びつけられた、自治的職業団体として強調する。この見解はまた法律家の役割が、統治機構のうち、立法府と行政府の監視役であることと、企業にとって効率的であるだけでなく、あるいは有利であるだけでなく、社会的にも望ましい政策変革の旗振り役であることも強調する。この見方によれば、法律家は国家と個人との間の（そして、昨今では個人と企業との間の）緩衝として役に立つ重要な中間団体となっている。この世界観の中で活躍する法律家、このような感性を共有する法律家は、取引を重視する法技術者の視点にたつ人々と伝統的なスキルの必要性について、とくに口頭での弁論の訓練の必要性を、共有している。しかしながら、昔からのスキルは、それだけではこのような法律家の役割像にとっては不十分である。伝統的なスキルの定義は、法律家が法廷において法律家同士のやり取りを通じて試されるという発想に基づいていた。優れた法律家というのは、法廷における対立構造を前提とする状況において成功する人のことであった。社会的に不利な立場にある人々の役に立つことをめざす「社会制度派」法律家の多くは裁判所と頻繁に接触するが、現実問題として、将来の法律家の大部分は、訴訟を通じて正式に訴訟事件を処理するというよりもむしろ規制官庁と交渉し、人と人との間の対立を調停することにより多くの関心を払うことになるであろう。そう

であるならば、伝統的な一連のスキルは将来法律家の機能がどうなるとかかんがえるのかに照らし合わせた再検討が必要になってくる。

今日のアメリカの法学教育において、伝統的な一連のスキルは次のようにして法技術者的な見方にも社会制度的な見方にも役に立っている。

〈法的調査、法的分析と法律文書起草に関する科目〉

法律文書起草と調査に関する科目は、正式の一年生向け科目であり、通常は判決や制定法を読むことで、法的分析の認識論的枠組みを学生に提供することをめざしている。この科目ではまた学生にさまざまな法律文書のジャンル―覚書や摘要、依頼者に対する意見書、裁判所に提出する準備書面―の違いについても教えようとしている。ロー・スクールは、普通、法的調査と文書起草に関してかなりの投資をしているが、それは問題を法的議論の枠組みとして構成し、さらに「法律」文書として作成する能力こそが、法律家と法律家ではない唱道者を区別する目安であるからということも多分にある。昨今、アメリカ合衆国では補強科目という言い換えをしているが、これらの科目は一種の補講的教育の機能も果たしている。有力なアメリカのロー・スクールにおいて国外からの留学生の数が増加するにつれ、英語が母国語ではない学生に対する補助がある程度必要になってきており、また、英語を母国語としていても大学時代の専攻が科学であったり、数学であったりした人々は、しばしば文法、作文と論理的文書に関する促成の授業が必要なのである。法技術的スキルを望ましいと考える人々は、訴訟に関連した文書の起草の習得が必要であると強調する傾向があり、社会制度派は、法の政策分析やきちんとした調査に基づく理論的に洗練された分析といった、訴訟にとらわれない文書の書き方の必要を強調する傾向にある。

〈模擬裁判〉

模擬裁判は英米法圏の法学教育においてほとんど魔法のような役割を果たす。端的にいうと、実際の法廷において法律家がすると期待されている外見を模倣しようとしている。ほとんどのロー・スクールの建物にはそのためにわざわざつくられた模擬法廷があり、模擬法廷の裁判長として、しばしば本物の裁判官を招いている。法技術者となれば、模擬裁判は法廷における口頭弁論という、法実務のもっとも上等な部分を、上手に航海する学生のスキルを試すものである。社会制度理論家にとり、模擬法廷は理論と実務との間の分断を消滅させ、学生に法律家としての自覚を植え付けることができる機会である。ほとんどの先進工業国における実証的データからすると、紛争のうち、裁判所が解決するのは全体のほんの一部分であるにもかかわらず、ロー・スクールが模擬裁判のために膨大な空間と手間暇をかけることを厭わないという事実は、それなりに興味深い現象であるように思われる。

最近の現象として、ロー・スクールでは模擬裁判と競合する活動が学生に提供されるようになってきているので、学生は依頼者に対するカウンセリングや仲裁、契約書起草といったコンペティションにも参加している。しかしながら、模擬裁判は今日でも法的なスキルの中核を形成する場として優位を保っている。

〈臨床実務教育〉

臨床実務教育にはさまざまな形態がある。本物の依頼者との直接交渉、公的機関や民間機関でのインターンシップ、そして、法的な「スキル」を形成し、試すことができるように設計されたシミュレーションを用いた授業などである。

ロー・スクールにおける最上の臨床実務教育を提供する場としてのクリニックとは、狭い意味でのスキル（たと

えば依頼者にインタビューする技能の練習という意味での)訓練の場というだけではない。理想的には、ある特定の法の分野について理論的に洗練された理解と、実際の事件における戦略的な判断形成、文書作成と口頭弁論術を実践的に練習する機会とを組み合わせたものである。しかしながら、臨床実務教育経験の核心は、専門職の自覚的な構成員として学者と学生が実務家と共有する倫理、価値と行動様式に関するルールの伝達であることは間違いない。ロー・スクールが大変に費用のかさむクリニックを提供するのは、実務指向の技術専門家を訓練する場所としての正当性を補強し、クリニックを通じて、ある分野におけるもっとも望ましい実務のあり方のモデルを提供しようとする野心があるからで、それは暗黙であるか明示的であるかを問わず、市場における実務のやり方に対する挑戦となる。ここでもまた、ロー・スクールが社会に貢献できる、ある種の技術的な熟練や政治的な見識が示されている。

技術者の視点からすると、クリニックは、学生を「実社会」に備えさせ、学生に必要とされるであろう、職に就いてからの訓練の範囲を減らすことができるので、魅力的である。社会制度の視点からすると、クリニックはしばしば交渉や調停のような「裁判ではない」スキルを教授する場所となっている。しかしながら、クリニックが法廷の影から逃れられるということはめったにない。アメリカ合衆国の主要なロー・スクールが、裁判となることは決してないであろう複雑な取引やビジネスに関するリスク分析を中心とした取引に関するクリニックを設けはじめたのは、ごく最近のことに過ぎない。

〈情報技術〉

法を学ぶ学生は、今日、デジタル化された法情報を収集するため、ロー・スクールの中にあるコンピュータ室で

長時間を費やしており、実務家は誰でも多様な範囲の公共や民間のデータベース、オンライン情報サービスを使いこなすことが期待されている。情報技術を巧みに利用する能力は、ますます法的調査を行う能力と区別しにくくなってきている。法律家に対するコンピュータの利用を前提とする訓練に与えられている重要性を評価するにあたり、その重要な推進力としての、レキシスやウェストローのような、民間企業の所有する法情報への依存を作り上げていく多国籍出版社の役割は見逃しごせないものがある。

情報技術に対する技術者の反応は、多ければ多いほど望ましいというものである。社会制度派は（データに対して同等のアクセスのない人々について指摘する）デジタル・ディバイドについて疑問を投げかけ、プライバシー、言論の自由や技術を支配する企業の独占力に言及しつつ、利用できる技術を批判的に評価する傾向がある。アメリカ合衆国の中のいくつかのロー・スクールでは、技術提供をするより大きな企業との知的財産に関する紛争にかかわる小規模な企業や個人を援助するという特定の目的を持った、法と技術に関するクリニックを設立している。

〈伝統的な一連のスキルに関する問題〉

これまでのところ、話には無駄がなかった。技術者のな世界観からすれば、伝統的なスキルに熟練すれば有能な法律家となるはずである。この見解における基本的な問題は、法の認知領域（あるいは、リーガル・マインド）を専門職的法実務の主要な道具という高い地位におくにもかかわらず、このような技術中心のアプローチはその没落の基礎を同時に準備しているということである。法的分析の大きな魅力の一つは、それが非常に形式的な場合でも、内在的な柔軟性があることである。法的思考の天才的なところは、思いつきや出来事、命題を概念化し、分類し、区別するという能力にある。形式的な法の世界においてさえ、従来とは異なる説明を提出することは許されている

だけでなく、期待されてもおり、通説をとる場合にも、異説の主張に答えなければならぬ。社会学的な法の世界、異端の社会思想を許し、それに依拠する法の世界では、政治、経済、歴史と偶然が法を形成する影響について明確にし、評価することができる。この種の柔軟で合理的な組織的秩序の形成は、実際のところ現在の経営学が「リスク管理」と呼ぶもののプロトタイプである。さまざまなやり方で、企業のために従来とは異なるシナリオを最初に提供したのは、取引を専門とする法律家だった。

現在流行している法思考の補強手段は経済理論であり、これは経済学が政策形成、紛争解決と予測のための支配的な認識枠組みとして台頭したことを反映している。学問領域としての法は、「法と経済学」を法学教育の一部として作り上げ採用したことで、ある程度この動きに対応したが、今日の大部分の先進工業国で法学を専攻し、最近卒業した人たちが経済学をよく知っているのと主張するのはかなりの誇張である。明らかに一定の規範を背負い込んでいるので、決して中立的で科学的な認識手段とはいえない経済理論の役にも立たない繰り返しに反論するためだけだとしても、経済学について知っている必要があるのである。

伝統的なスキルに対する第二の挑戦はその賞味期限である。法学教育は、法律家が今日していることや一〇年前、二〇年前にしていたことを基準に、法的なスキルはこれであると判断するのが普通である。法律家が公証人として、法廷における弁論人として出発したことから、法学教育の相当部分は法律文書の起草と口頭弁論の訓練に費やされている。「技術的分野での起業への助言」といった新しい科目でさえ、その時代に制約されており、二〇年後にどのような種類のスキルが必要になるかを予測するというよりも、むしろアメリカ合衆国におけるベンチャー・キャピタル市場の崩壊に従うことになるだろう。

法的なスキルを狭く理解し、簡単に複製ができるようなものとして考え続けるかぎり、法は他の専門職集団によ

る植民地化の危険にさらされている。情報技術の管理はその良い例である。アメリカ合衆国において、法律図書館職はしっかりと確立された学問分野であり、その中で法情報に関する専門家は、一緒に働く法学教授よりも複雑で込み入った法的調査をする準備ができています。ある比較法専門家は新しいデジタル技術に対する法の依存を認識し、自らのことを「法情報技術者」と呼んでいるが、そうすることは、法情報技術とは別なスキルを備えた法律家として、単なる法情報技術者と区別できるようにしないかぎり、他の領域出身の専門家に乗っ取られるという危険を冒している。

法は、教授と分析の手段である言語が多くの人々が利用できるものである。他の領域の専門家による植民地化の危険がある。法的認識の「スキル」を、後に非常に高いレベルで用いるためには練習と才能が必要ではあるが、それ自身、短期間で取得するのが難しいわけではない。司法試験（と、世界中にある類似の仕組み）の機能の一つは法的認識スキルの信用をさらに裏付けるためである。司法試験が一般論としてロー・スクールや法曹が圧倒的に重要であると認めるスキルを試験しないということは問題ではない。（アメリカのロー・スクールの入学のための「LSAT」試験が、実務上、学問上の成功を予測する指標としての有用性は疑わしいという意味において、逆もまた本当であるように思われる。）司法試験はロー・スクールにおける「スキル」の伝達に関する客観的な尺度であるということになっている。現実には、市場に対するこれらのスキルに関しての保証のようなものであり、ある種の情報に関する代理指標となっている。このような理由から、（法に関する認知スキルを実質に取得したというだけの状態と対比される）法における正式な資格にはまだ商品価値があるのである。

法的な思考枠組みの柔軟性は、さまざまな国において法学教育を、卒業後最初の五年くらいは法実務に従事するとしても、法以外のキャリアに対するある種の一般的な準備に適するものとしている。今日の英米法圏のロー・ス

クールで見ることができるのは、他の領域の専門家（あるいは、法学が学部教育として位置づけられている国々では複数の学位をめざす学生）の数がどんどん増加しており、彼らが法と科学、医学、工学、ビジネスや経済学とを混ぜ合わせ、知的財産管理、保健衛生管理、ビジネス・コンサルティング、リスク管理といった新しい実務領域を作り出していることである。もちろん、このような傾向は、複数の法律協会が複合的領域実務（法律家と非法律家とのパートナーシップの形成）に反対し続けるアメリカ合衆国内において大変な抵抗に遭っている。反対する表向きの理由は利害関係の抵触ということになっているが、本当のところは法的な仕事と考えられてきたことの役割、構成に変更がもたらされるからである。オーストラリアのような他の法域ではこの問題はすでに解決済みであり、複合的な領域に及ぶ実務は当然のことであって、法律家は他の専門職と同じように独占禁止法の対象となっている。このように、さまざまな専門領域が法の方向へ移行しているということは、法学教育の自己基準的な性質を強化する。ごく最近まで英米法圏の伝統の下で、ロー・スクールは、伝統的な（正式な法律文書の起草と法廷での弁論という）法実務以上の準備が卒業生に必要とされるなどと真剣に考える必要はなかった。この前提は、ロー・スクールへの入学者が減少しつつあり、日本を含め主要な海外の法域における改革が海外からの留学生のもたらす収入の流れを変更する蓋然性があり、法実務の性質がまだまだ変化しつつづづけているということから、アメリカ合衆国における法学教育という市場において、現在再評価を余儀なくされている。

第三の変化の例は沢山ある。比較的狭いスキルの軌道に沿って査定したとしても、ごく普通のビジネス・プランニングを担当する法律家ですら、複雑な銀行取引や金融取引、企業合併や併合、破産に対するサービスを提供するために数字と経済学に関して今まで以上に知識が必要である。取引が国外でなされるということになると、国際法や比較法の難解な側面（たとえば慣習法やイスラム法）や海外における政治情勢の動向は、多くの国際的な取引

に關与する法律家にとつては常識になつてゐる。新しい技術に關する起業や知的財産管理もまた法的なルールの、白黒がはっきりした單純な適用だけでは足りない。つまり、組織力学や技術の性質、継続的な關係を前提とした契約などについての獨創的な理解が要求されるのである。

以下に述べるのは伝統的に必要とされてゐる一連のスキルに対する、より改善された一連のスキルの提案である。

・（デジタル化された情報源であるか、これまでと同じような情報源であるかを問わず）大量の情報を迅速に理解し、有用な情報と信用できない情報とを区別する能力

・自ら調査検索を行い、新鮮な情報を収集し、効果的に分析する能力

・法以外の領域の情報の熟知、精通

最後のものはこれらのスキル改善の中でもっとも重要であると思われる。その理由は、法情報専門家は情報を選びすぐることができるかもしれないが、情報を最終的に有用にするのは、情報を「理解する」という法律家の能力だからである。

國際取引とは無關係な国内法専門の法律家にとつて、これ以上に重要なスキルはないというほど重要な「新しい」スキルは对人的なスキルである。つまり非常に異なる状況におかれてもさまざまな人々と理解しあう能力、あるいは、なじみのない背景出身の人々や法律家ではない専門家、非常に異なつた考えを有する依頼者と効果的に仕事ができるようにと、自らの文化や環境に拘泥しない能力である。国内法専門の法律家であっても、國際的な問題を主に処理する法律家であっても、法律家は自らとは非常に異なる依頼者に対して助言することを求められており、また多種多様な学問背景を持った専門家や規制者と交渉する必要がある。

ロー・スクールが教えることのできるもう一つの重要な「スキル」は、専門職に関する倫理の最初にある専門職としての連帯の感覚である。法的訓練を受けた人の数が増えると、法律家協会のような単一の専門職団体が法律家の活動すべてを監視し、統制することはできなくなる。専門職としての法律家は政府と社会に対して、法律家は個人としても、また専門職組織を通じて、自治を実現することができると思われなければならない。法学教育のもっとも早い段階から倫理規範を形成し、尊重するようにすることは、卒業生が専門職としての仕事の領域に対する攻撃にも耐えることを確実にする一つの方法である。

日本に対する示唆

法学教育を改革する必要に直面した国々は、日本もそうであるように、「最上の慣例」とされている例、しばしばアメリカ合衆国を手本とするのが普通である。そうするにあたり、わずかの例外を除き、高く評価された手本と違うのはすでに時代遅れになっているということを確認することは重要である。大部分の機構における改革の遅延は、「有言不実行」が普通であり、実際に用いられている教育手法は望ましいと思う手法には到底及ばない。

私が描写した「对人的なスキル」は、現在のところ多くのロー・スクールではまだ公然と発展させられておらず、伝統的なスキルと比較するとそれほど大切であると評価されることもなく、そして、法学者すべてが意識的に強調していないということはある程度説明する。

日本におけるこれらの変化の示唆するところは、短期的に見ると相対的に些細なものかもしれない。現在のところ、日本の法律家の圧倒的に優れたスキルは受験技術である。司法試験と日本における法的サービスの提供者選抜

とが切斷されないかぎり、様々に異なる種類の法律家の仕事に関して、本当に必要とされているスキルは何なのかに関する賢明な議論をするのは困難であろう。

現在の「法科大学院」計画の限界の一つは、将来の法律家にとって必要になると思われるようなたぐいの学際的
教育を作り出す困難である。アメリカ合衆国やオーストラリアの法学を学ぶ学生のほとんど一〇〇%が法以外の学
位（しばしば博士号まで）取得している。ところが日本では、法学を経済学、科学、社会学、心理学その他より
効率的に結合させる必要性に、日本の政策形成者の全員が気がついているわけではない。

だがこれらの内省は、日本において時間が経てばより広く受け入れられるようになるに違いない、という点に関
して、筆者は楽観的である。この制度改革のための非常に短い時間の枠組みの中で、そして、その改革自身が外部
から課されたものであるという事実からすると、間違いが発生するだろうし、結果は完全なものではないというこ
とは言うまでもないかもしれない。しかし、この比較の基礎となっている外国の「モデル」もそうである。わかっ
ていることは、将来の教育改革は避けがたいということである。

注

(1) 「ロー・スクール」という言葉は、日本においての
理解と異なり、大学院レベルでの教育ではなく、学
部段階の教育機関に対しても用いられている。以下、
一般的な意味での法学教育機関として「ロー・スク
ール」という言葉を用いる。

(2) 法的サービスに関する経済産業省の見解には独特の
ものがある。なぜならば、法的サービスの提供と、商
取引上の問題、とくに知的財産についての問題を争い、
統制する法的な場に関する国家規模での能力と自給自
足とに非常な関心があるからである。

キーワード

法学教育

技術としての法

制度としての法

学際領域の統合

対人的、心理的スキル

Legal Reforms in the Asia-Pacific Area (2)
Global Standards for Japanese Legal Education

Veronica Taylor

Key words: legal education, law as technology, law as social institution, disciplinary migration, people skill, affective skill

The 2001 Judicial System Reform Council report, at its core, recommends sweeping changes to the education, professional training and employment of legal professionals in Japan, applying

a new economic orthodoxy to the domain of law. There are some common challenges for legal education across industrialized countries that have emerged in the last 10 years or so, because of significant changes in how the world is regulated.

Within American and Australian legal education and within those most concerned, there coexist two different viewpoints: law as technology and law as social institution. But these views and the skills they identify are not sufficient to face these challenges. The traditional skill-set and its training do not serve future lawyers for they shall face the rise of other disciplines, particularly economics in their policy- and decision-making process, for their skills use-by date does not match demands in twenty-years time, and law as a single discipline will not be able to keep up with coming changes. In addition to the refinement to the traditional skill set, lawyers will be expected to acquire the ability to communicate with a wide range of people.

Although the present arguments on Japanese legal education reform do not consider much of these issues, we know that future educational changes in any country are unavoidable.